嵩陽雜說

全

特別
ル2
3079

門ル2
號 3079
巻

崎陽雜記

俄羅斯

大田覃

逖矣俄羅斯(トライカナシロシヤ)數窺東海隅名詭送漂民実欲易有無
有無亦可易唯恐生窺窬周公膺戎狄漢代攘匈奴
可攘不可近夷性每易渝一朝喜則人倏爾怒為軀
況乃西北種；別區域殊髮赤眼愈碧鼻隆粉塗膚
身被織文罽手握渾天圖劔爲繞指柔砲發震天弩
褊心挾左道所奉唯耶蘇扇惑眩愚民不免聖人誅

昭和廿三年九月廿四日購求

比歲北司晨群雄盡拜趨蚕食略隣國北死育新雛
禽獸亦知母經志廓規模庶人在官者祗役長崎區
聞之忘寢食徒抱杞人愚寄言肉食者精忠定廟謨

右文化元年甲子秋九月作

乙丑三月七日宣

諭俄羅斯人會雷雨然晴敢書即事

春雷驅雨足號令震蠻夷東使宣諭日西洋重譯時
深謀却方物稠載亦恩私雄鎮將烏府儼然監此崎

記魯西亞使節之事　　無名氏

文化甲子仲秋天波頭出没一大船風帆飄揺百里
外望臺櫛比奏言連爾後寥〻無雙影唯見蒼茫鎖
海烟季秋六日隔三里洋上暗丽舳艫懸崎尹依例
各分付吏卒案檢使節前使節名劣瑣納吶自言到
於氷海邊氷海夜國知何處日月不照地極偏歐邏
巴中魯西亞受命嘗蒙癸亥年同乘兄弟八十五四
海何所無哀憐海路一萬三千里仙臺漂民遠相傳
有司問訊數回後使人捧上書三篇三篇書中何處
求交易互市及進先瀕海公候伯子男旌旗百萬壓

山川就中佐賀與福岡艤艢巨艦共嚴然火光守夜
如白日龍蹄蹴鋏勢翩〻應選監察遠晋景使節銜
命把金鞭金鞭珊〻辭見日金衣外襲恩光鮮崎尹
監察茲重任　國家拔擢一時賢朝廷自有祖宗典
一切謝絶期万全夷德從古無壓足慰勞爲賜米鹽
綿

魯西亞船入津之圖別有圖故茲略

シロシヤ人屋敷

シロシヤ入津ニ付人物及ヒ異舶守衛ノ有樣ヲ

印行セシヨシテ其圖二張ノ大木氏ヨリ示サレシヲ爰ニ收録又守衛圖ノ上ニ左ノ通書ス誤アリト雖其儘ニ寫置ナリ

魯西亞船長サ三十五間余幅十二間餘高十間余大柱三十二間餘大ハラシタ径リ三間ヤリタシ十三間石火失三十六挺帆數十八斤人數八拾人餘日本ヨリシロシヤ國江海上里數凡一万四千百里方角西北ニアタルト記セリ

風巾 長貳間半余 橫壹間余 套ノ如ク風入レハ幟ノ鯉ノ如シ

シロシヤ人共岸陽滞
船ノウチ聞問シ散ス
ル為ニ船中ヨリ紙鳶
シ放ツソノ紙鳶機シ
設クル事奇ナリ笠下
ニ椰子ニ油シ添シ燭シ點シタルカ誤リテ絲ヘ
火移リ紙鳶漂揺シ民家ニ墜屋上ニ火移リタル
シ隣里ノ人衆早速馳集リテ事ナク消滅シタリ
然レトモ夷人ノ意計リカタタク再三詰問アリケル

此椰子ハ笠ノ内ニアリ
此椰子油シ入燈シ
トモシタルヨシ

二色ニ陳謝シ異謀ナキニ極リテ事スミタリトナン

此帽子名代ノ者
ヒトガリ眉間向成

此帽子
近習又ハ
用人類

江府ヘ捧ル ロシヤ書簡ハ文意ヲ訳シタル諸翻譯仕候
文字和解
今般乗渡リタル ロシヤ國使節ハ彼人ニコラアレサノツトヒ
ハ ロシヤ國王ヨリ江府ヘ捧ル書簡ニ通ハ ロシヤ語
ニ通滿州語一通ハ和文ニ相認ル書簡ニ候
上解ハ ロシヤ語ヨリ蘭語ニ譯ス別紙
書簡和解仕候ハヽ乗組ノ内外科 ロシヤ人阿蘭陀ニ
丸ハ得乗ル者右ニ記ス書簡ハ主意使節ハ彼人ヒヤ

東行所業院詰より書面和解仕候上申し以上

九月七日

通詞連印

天國と漂流仕い陸奥國と者に人に書

松平波平代屬
奥州宮城郡之内江漂
長九郎伴
水主

九年
モ拾壱歳

同所

長四郎伴
同
清七郎
モ二拾一歳

禅宗

同宗

同宗

同宗

同國桃生郡涌谷宮ノ浜
源之亦姓
同
儀長清
モロ拾四歳

同

五十亦姓
同
左十
モロ拾四歳

此もの儀去子十二月以来乱心体し病氣
ゆへにおゐ引ゆへ人ゝ者代と
兼帯仕候旨申ス

右ノ口

私儀去國ト源源仕ル事去子九月曽西亜船より送生ル
踏絵ニ依テ国ノ久出船積荷物ニ京漂流ニ依彼國逗留
中始末有物ニ付上ゲ仕候ニ付

慶私儀十三年巳前ニ十二月奥州牡鹿郡石の巻沖船
平ニ乗ニ依庭松年政弐代用木雑小物其ノ他百ヶ米壱米子
百石江戸表ト出ス一ヶ積石の巻平沢尾平ニ亜船八百石
積若宮丸ト積詰沖船沢平ニ漕揃夜同國宮城郡之風沢
浜左之支水之同ノ浦退之亦郡民之亦同郡石浜辰所石ニ光漂
初三年若六市寄同郡小竹浜義浜郡去亦浜浜石の巻ニ

〻神社供人数合拾六人乗組候七反拾挺之房いちろう鉄
之房ゟ〻御山房稚児仙丸殿人〻〻送ル出船法丸
〻同月廿七日石の光湊出船同國堺名ゟ戸泊ゟ波静
同廿九日同所出船元宮浜里沖ゟ乗申酉の風吹
出帆〻船中ゟ波ゟ出船〻増波ゟ荒波ゟ成
同十二月朝日揮ゟ風吹ル船危ク成ル乗組〻ゟ
髪ゟ掃神仏ゟ祈誓たゝ身命限ル働ル地方
一向ゟ相見ル風吹候ル同二日帆柱ゟ伐拾ル宮浦
笑ル乗ル出ル行遠〻別拾ル遠ゟ〻洋間ル方〻

ル方源ル五月廿六七日頃又ル大波ル揮ル方
殘ル乗ル内出ル宮ル出ル方ル稚児ル方御山房ル出ル
揮ル波の〻〻〻方角ル稚ル乗ル出ル流次第ル
ル五ル如同十二月廿七ル五ル彼ル〻ル共ル前ル彼同日上
棚ル製ル作ル綱ル仕ル〻ル河ル〻ル持ル帆ル解ル光ル
ル出ル取揮ル方極ル庄ル彼ル〻ル夜ル出ル乗組ル者ル
殘ル表ル〻ル方ル〻ル長ル〻ル乗ル二月ル廿日表ル〻ル方ル彼ル夜揮ル方
表垣ル〻ル波ル〻ル五ル取ル方ル粮ル米ル五百俵ル御ル〻ル〻ル〻ル外ル
別拾ル源ル内ル二月ル朝日ル表ル〻ル方ル乃ル御ル山房ル稚ル五ル人

板波ことゝき夫より次第に風おさまり同三日海上に野売
付に九州をゝ中流安に付地方迫付いかゝと力を得星数を
ゝ書神籤を上ケに要地方の五百里ゝの神籤ゝ
ゝ人氣安純に同六日表の帆柱を伸し東立ゝ結付柱ゝ
いとし帆をかしを保を引せ風ゝ任せゝ或に漂
ゝ左三月に月中も同様ゝ波しゝ長水を海陸に天
水を反潮重湯と凌に内同七月六日辰巳風ゝ吹ゝ地
方に常安ゝ変又に神籤をあけに要地方に百里ゝ
神籤ゝ夫より日ゝ神籤をあけに迫ゝ地方

迫ゝ九成同八日ゝ五十里ゝ神籤ゝ望九日同様
東に方雪稜に高山を見出ゝ同十日ゝ三里ゝ
地方に見に常安ゝ者に一同に伝海地船ゝ
ゝ二に常端船を御糧米に長ゝ外ゝ出ゝ穀物ゝ
中船に異間ゝ要物金船魂を持給六人ゝ端船ゝ
上ゝ乗日ゝ地ゝ見砂地ゝ人家ゝ
ゝ有異國ゝ方ゝ有ゝ者ゝ移に場に五身人ゝ不安
に付松京端船ゝ地方ゝ浦奥ゝ方に三ゝ京同六月四日
烟ゝ人に付人家ゝ出ゝ家ゝ用薪ゝ尋ゝ

海を人数お見せ申候ハ、
まを兵用いたし候ハ、見物人
流れたし候ハ、何兵詞をうけ
一向色々ハ怖敷存候
まの格人ハ、五艘お拵
船陸に引上ケ候仕
おゝ兵を群参し繋
お見へ申候ハ、
長崎ハ貿易方ハ

ケンシスロ島の
船ハ海を漂船中ハ
同所ハ
祝上ハ
船を見ハ
連参ハ
魯西亜人ハ
色々華の
助ハ

海ハ
船ハ
同八日
数十日
数月
日数
国ハ
船ハ
何兵
一向色
物を
袖ハ
船ハ
持参
仕候

拵方ニ付差支候ニ付乗組之者共茶ハ和人へ与へ致し
手荒日本人へ之取扱ひ候ハ拵方ニ而見候魯西
人我共乗組之者共ハ端船を渡し人共ニ而御さ之破船ニ乗り
拵仕形いたし右之事ニ而一同乗組魯西亜人とも住居
不入逃乗拵方仕形いたし右端船ニ帆をかけ亡命同
臭之時魯西亜國より北出迎不申ニ付加へ置いたし
此節又丸三石横須の魯西亜船中乗組之拾人余
乗組陸より之拾人余存立之年月ヲ交代いたし候は
右船の船頭日本詞知らず我共同所ニ一ヶ年程逗

留いたし苦旨ニ罷り有り候喰物ニ而御座候流木等を拾ひ
取出し焚え候ハ日本ゟ之余程寒風強く又足後痩ニ相
成り衣服之付家内の事のみいたし食事ハ穀物
無之候ニ付日々鮭鱒類并ニ魚類計り給申候ハ宜し
からず候ニ付此度ハ二ヶ年目交代いたし候事ニ而此道筋
我等我共乗組居候船頭中ゟ半年ニ而荷物を以て拾弐人ニ而差出
ニ付出張右船ニ乗組置申候ニ月二日ニ而見同所出船同年
七月廿二日ハソウと申湊ゟ来着右之所ハ魯西亜人
凡拾人余存立同所ニ而波浪高く候ニ付纜相解し申

積出二日後ニ出船してアこセイワカと申船
同所ニて二日後帝留いたし支うシホウいと申所の
港ニ着ス如九百石積位の船四六艘と繋ぎ船有
魯西西ヶ代官五艘に沒有人家二百軒余有
私共ハ大沒有ル浜ニ船子ハ全年パンを為給表
口六間余奥行八九間位有ル人物ハ宅毛表見ル板
敷ニ畳掛ケ家ハ拾人程有ル八月十八日沒人
ハ外ニ迎船ニ乗ル立いたし居仕候ハ沒人
助人附添私共を馬ニ乗せ迎ニ出立り為ヤカウツカと

申所ニ行ル城ハ道中人家ハ多ク雪降ル所日ハ波
地宿ニ着ル時ハ雪ニ埋ル程ニ有魯西西
人共ハ家ヶヤコウツカハ代官屋敷ニ私共を
出迎同十月十三日ヤコウツカハ港ニ有ル家数九百軒
港ハ見ル私共ハ大ニ建ル家ニ居宿ス
日ハパンを為給ス也逗留いたし内市ニ市儀所家
ハ炭ヲ有ル警師を掛ケ置薬ハ少シ有
を為表武布ス家の宴ニ珍物を為給ス上国ハ人ハ
病人出屋ハ迎ニ来ル私共ハ珍見ル家病人助ケ検人

我方所在之日之月世に日又に彼人家々は所深山之に
仕成いとゝ有ゝ之の若狭国所出之村名石持宿家
ゝ家に泊る家市毛市毛出毛ゝ石原十月廿三日出
版飛脚仰ゝ者来ゝ為知之に知ら右出家ゝ出果
ゝの小屋ゝ所今ゝ出ゝ出ゝ雪ゝ仕来ゝ
何如何いとゝ雪降ゝ極ゝ沢敷仰ハ翌朝雪車
ゝ板物の上ゝ第ゝ九郎兵衛を送右第ゝ少人家家
馬ゝ挽ゝ深出ゝ道中ハ川端ゝ或ハ河水氷ゝ節ハ
ゝ上ゝ滑ゝ翌廿日正月廿日ゝ下ゝ有

泊所ゝ也普国西ゝ代官所ゝ所地ゝ建
板葺の家又ハ石ゝ屋上ゝ家ゝ多ゝ形有ゝ
私民者ゝ月ゝ検文ゝ者ゝ洞穴ゝ代官ゝ
月ゝ出ゝ家ゝ汲人仰ゝ家ゝ深世所ゝ六百俵ゝ家
俵清ゝ年洞穴ゝ百文ゝ宿賃ゝ掛ゝ外
諸色ゝ高ゝ成右ゝ者ゝ宿ゝ
ゝ持宝ゝ日ゝ稼ゝ一日五拾文又ハ三拾文
の賃銭ゝ貴他仰ゝ者ハ百文ゝ九郎兵衛ゝ同所ゝ九ハ
年深迷留ゝ国ゝ去所深備ゝ九ゝ代官ゝ警所

土出候如市分ヶ同様水薬を相用候上右異薬くま外
丸数葉ホも其後ハ能々邪ニ渡候茂三月九八日相果候
付葬席ぬ之事ハ如波國之宗旨ニ而も相八寺ニ而也
候ニ付如此宗旨ヲ私共方ニ而葬り候中代官所より七尺之棺
を拵呉候付死骸を仰向ニ入蓋を釘ニてうちつけ曽
西亜人墓所之脇ニ持参埋置候後石屋より道具を
かり私共組合之者相共奥列小竹沢阿部屋玄郎次七拾
三歳ニ而右之彫付墓乃上ニ建置候段申聞候三月
初旬迄日此所ニ出立候而も曽西亜之都ニ連参候由

代官より申渡有之・同人より羅紗之着物股引皆取替
被下候人ニ立ハ同月七日役人共添羅紗着同様之事ニ而彼所出立
いたし道法不拘継場ニ而馬を継替右衣服金子事も
ハじと車の上ニ而乗候も便利之外ハ是ニ而候旨申候
同所出立翌日より右之者道中病気ニ相成候而羅紗之者ハ
相替迄之使氣候共右之通り病者ニ而右様之残捨置人
出立日之道中にて一月日不覚カラスナヤリハケと申所
着いたし此所ニも曽西亜之代官所張家数余軒
程ニ有之候之是ヨリ同所出立トニスケと申所ニ着候由

右国王魯西亜より
の代官并タツタリヤ人魯西亜人交
ゝ使者いたし候国所出立ヲカテンボルカと申候
者に家数百軒程有之候ハ共ダツタリヤ人等
兵士ゝ〳〵ペシリ一と申候ハ我ら浪人と申病氣
ゆゑ国所ゝ強ゝ歩行難成ゆゑ其送ゝ
ゆゑ者ゝ兵士浪人出立カサと申候者ハ
魯西亜の代官并ダツタリヤ人使者いたし
彩投家有之候家数百軒程有之候国所
出立魯西亜の内モスコワと申候者ハ国王親

新使者いたし候ゆゑ一日逗留いたし出立
右ヱリコウツカ出立ハ日より九日経八九日経国に月ハ有
ゝ異人ハ魯西亜の国都ビセリホルカに参いたし
右者共ハ我浪人と申ハ書ゝ病氣ゆゑ薬用と存
ゝ後ハ乃ち出命有り我ら ビセリホルカ参ゝ上代
宿所ハ使者ゝ見て我ら代官の宅に参上日
国王の者ゝ参出ゝ帝ハ日ハ次ゝ我ら国王
より申付有之候ゆゑ浪人の者ハ日和仕立ゝ使者
物并ハ徽ハ代官と申ハ書ゝ黄更ゝ国王月十者代官

不[illegible]日國王[illegible]家[illegible]出[illegible]申渡有[illegible]
右代官より私共兵[illegible]氏[illegible]
於人[illegible]代官[illegible]
[illegible]城[illegible]
於[illegible]人門内[illegible]者人[illegible]家[illegible]
[illegible]持[illegible]
夫[illegible]町後奥[illegible]國王[illegible]
[illegible]
[illegible]老母[illegible]

[illegible]私共[illegible]
[illegible]國[illegible]
[illegible]
[illegible]婦人[illegible]
[illegible]女[illegible]人[illegible]
[illegible]國王[illegible]私共何[illegible]
[illegible]
[illegible]
何年[illegible]國[illegible]
[illegible]

秋七月西亜人使者宅に仏蘭西人使者宅に
子を上い大家ゟ
去る七年杜蒙ゟ送り
一徒で海陸流い国不詳新義ゟ
西洋人名を一コライ・バイトルイチと改彼国
女を妻おいこ子
尋ねに甘丹廉より接待いこ
然る家に民間接乃家
此度の使者方と
夜具等 婦仕女外合相し拵行る夏具等拵出に付
夫より食物等ぱし承魚鳥酒ゟ二日ゟ
元三ヶ月ゟ
出し民義ゟ
手ゟ
し船ゟ
い上国ゟ
嘆ゟ即日那塙
の夫ゟ

留中国ゟ
帰国ゟ

[illegible]和ヨリ[illegible]ニ接[illegible]ス[illegible]船
ヲ乘[illegible]船[illegible]ニ力ナシタリ[illegible]ニ乘[illegible]船乘
組[illegible]國[illegible]使[illegible]ヲ以[illegible]時[illegible]乘合[illegible]
[illegible]使[illegible]上[illegible]ニ[illegible]出船[illegible]コウ
ヘイノカハトリ[illegible]ケリ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]使[illegible]上陸[illegible]七日[illegible]船[illegible]
アナリヤトリ[illegible]ヲ[illegible]出船[illegible]
月末頃アメリカの[illegible]ヲ[illegible]エカテレナヲ[illegible]
乘船[illegible]人物[illegible]何[illegible]裸[illegible]

[illegible]恒[illegible]貢[illegible]承野牛鶏[illegible]の食物を調[illegible]
[illegible]子正月初旬同[illegible]出船[illegible]ヶ月[illegible]経[illegible]
乘船[illegible]人[illegible]何も裸[illegible]
男[illegible]身小[illegible]女も裸[illegible]前[illegible]は草木の葉
[illegible]人[illegible]盛[illegible]既
[illegible]船の[illegible]船[illegible]
[illegible]仕[illegible]男女多[illegible]海[illegible]入船[illegible]魯西
亜人[illegible]頃[illegible]
[illegible]船[illegible]何[illegible]
[illegible]鉄砲[illegible]退

中に世話をいたす魯西亜人共出府に上陸いたしおり家来
を世話いたす為に出府致いたしおり二日源滞船致し
居し所出船海上取あつかい者ども二月下旬より三人共
ベイツケと申し船業いたし承り候間相違の所
所の者共承り合せ異船と唱致居候仕形いたし
申魯西亜人共承知致し出船いたし同七月初旬カムシ
ヤツカと申し所に滞船上陸会に代官の申渡
を人数組同八月廿日同所出船日本の地を志し走り
山東蝦夷国の沖まで参り出る人出る五人出る
仕ひ出る沖を乗通り走り来る同九月初旬長崎
より七八里沖を通り候を入い乗出船致し候人を船
乗付何国の船と存じ尋い者致出会魯西亜国
仕申し候船より日本漂流人に人数組出し出会
乗進し乗出船も数艘出船いたし後同十一月中旬魯
西亜使節と者病気に付上陸致し仮家
を病気に付使節と者共四人と上陸致し仮家梅湾
山屋に魯西亜人一同乗出る同月末日同月初旬より出船
折に病気に付出る事出る中に同

十七日に時分に俗年は外へ出た年津左文は年は例に
長崎に不用に付年聲を立て分を立て第二人に渡す警利力とに
中小突出病分出無いと〳〵いと分普西亜人小渡のと此
渡分丹物のと二度私共と去る分抱いと〳〵五西去尋為
長丹分中と長渡い御商地出渡人中警師所料
去見療法に五船に渡中上に不私共と勿論普西亜人に
対〳〵第為中分出いと〳〵出此体に渡に分為
左振と渡文及見伊今孔心わと〳〵右及拾来渡に渡
右て通中上に彼国逗留中切支丹宗の勧メに渡いと

小若右神に拾子有と〳〵て有体一に上に出此体に渡
世渡私共彼国切支丹宗の勧に渡に渡と〳〵右体
と拾子及見伊に渡は勿論外に分に渡も毛に渡
に為隠重渡為五船に出て出拾も渡に
一私共儀武具新積に乗に出且今浪に持と〳〵彼国逗留
中商賣に為渡と〳〵に渡と文此吟体に渡
世渡私共出船に武具新積為仕船に乗に渡
服に乗に勝に為持と〳〵雖船に為立船海中に
拾渡に五賣に百分船中に乗に渡と文拾中に右

之外服先兵金銀出不申持仕候者ハ商賣ヶ方ニ
成改ル不仕候

一往来切手差札等不申持ハ[illegible]ハ[illegible]候ハ
[illegible]往来切手ハ不持ハ仕候ハ[illegible]
[illegible]人中ハ[illegible]成保[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

一於彼國金銀之外貴物之儀ハ[illegible]
[illegible]彼國[illegible]留中金銀銅錫[illegible]
貴[illegible]ハ[illegible]

右之通相違[illegible]上ハ以上

文化二年巳

右年
津吉丈
成年
右十

御奉行所

[illegible]

漂流人世話持度ハ不〻者曾西亜國之ゟ貴物ヲ外ニ

松平政[illegible]
奥州宮城郡之内江渡
七人命助
此之

左平

同所

長五郎助
同

清左衛門

同、桃太郎源谷忠渡
源之郎助
同

仙之永

右四人之者は家持所之下賤

一 浦安切子之中立紗帷子 壱領
一 黒羽織 壱領
一 若之女房装束 壱領
一 方汁 壱
一 本絵之入 壱
一 同袷 壱

同断

右十点 同断

右十

一 同笠物 壱
一 同笠金羽 壱
一 同鬘付 壱
一 同帯 壱
一 同股引 壱
一 同御半 壱
一 同足袋 壱
一 同風呂敷 壱
一 秩父笠物織 壱

一 日解裏　　壱
一 岩脂解衣　　壱
一 板綿　　壱
一 毛織小手巾　　壱
一 矢立　　壱
一 紙入　　壱
一 硯　　壱
一 仔鹿皮　　壱

巳人ニ之者共ニ於魯西亜國貴物品賣

一 金袋　　八十
一 浪速時計　　巳
一 日本仕立煙草入　　巳
一 日本鐵　　巳
一 煙草盆　　巳
一 日服刀　　巳
一 日帯　　巳
一 草履　　巳
一 草履表革煙枕　　巳筋
　　大小
　　七
　　六

一 五位紬代　　匹
一 日金羽　　匹
一 五位紬　　三端

右之國主より遣し賣申し

一 金箔　　六
一 銀箔　　大小六百九
一 銅箔　　八
一 衣類道具入箱　　匹
一 五位紬惣物　　匹

一 日綿代　　匹
一 日金羽　　匹
一 日投引　　七匹
一 綿弟帯　　二筋
一 日氏長刀　　二
一 本俵麻綿代　　拾九
一 日投引　　拾匹
一 日氏長刀　　八
一 麻麁布　　又

一 毛織絵　二
一 同男帯　三枚
一 同股引　四足
一 同合羽　四
一 めりやす並木綿帽子　七
一 同股引並足袋　拾四足
一 羊皮　二
一 同帽子　三
一 同皆　三枚

一 紙入
一 手貫　枚
一 毛皮　枚
一 同袋　枚
一 椰子水呑　枚
一 時計　枚
一 火打　三
一 煙草袋　三
一 角煙草袋　枚

一根　壱枚
一浜ほうき　七
一硯　壱枚
一髮刺刀箱　壱
一淮　壱枚
一湯灌　壱
一口紙　壱帖
一硝子瓶　壱
一口玉　四

一硝子茶碗　壱
一きせる　壱本
一計入　壱
一燈　壱面
一目燈　壱面
一横文字帖　壱冊
一世界図　拾壱枚
一麻地油絵　壱枚

右之通慥受取申候　金浪洞球之丞買調印矢人

若しく遠く異国に
右書面之通出政諸侯如御遠江国持廻東蝦夷物
品殘高共上進可申旨及伺候事
文化二年己巳

九月
清書
仮写
七十

御奉行所

御教諭出書付

曽西亜人に

我国むかしより海外に通ずる諸国かろくもてい
とし車便宜とかろくもてい海岸を設ること
国北高麗外国に従事をもつて夷狄の賈胡もまた
たやすく我国に来ることを許さず老子に
海神のことをいへる国に来りてけうい
山朝鮮流球紅毛の従事なる事を互市利と

必と去るまゝ久しき事なれ
いとゝ者をいとゝ[illegible]う[illegible]国のことはむしゝを
いかゝ[illegible]信をなせしるれしとう
ちふ弟年深泊の人をいさなひ[illegible]家来
[illegible]毎高をこひ[illegible]又長崎ふむり好をなし
交易をなす人よしをとる既あるの事やうし
[illegible]及人を浦く我国ふ至ふあるもやく切なるを
知れり我くをいとも[illegible]ふ所此を信なる
のすいかまゝこふ議をなゝるまれり

[illegible]国法外の諸国とを国[illegible]
を外国ふ使もるをを[illegible]
[illegible]事情ふをなるもの[illegible]
いゝ法ゝに行事を[illegible]
これ我国歴世封境をなる此常法やいゝ[illegible]
一所のゆゝをなゝ朝廷歴世の法を変ずなし
礼ハ往来を為ふ今英国の礼物をゆく差人を差人礼
をなゝふよ[illegible]人差人とをれハ海外万里
いゝ国を此国ふなるへゝ[illegible]容ふ[illegible]

ゆは去る頃互市のことに付て国の者どもの
我儘なる事ども多かりしかの〳〵と利ひろふ似たりとて
とも角〳〵論ずれハ海外交價の物を洋〳〵越
国内自比貨とし〳〵ふるも要ところふ国計の云
なるものあるべいもの人やうく沈薄の民對横乃
商物を競ひ價を高くひきくし利これ謀つゝやくも
其ハ流を壞く俗なこゝろる物民を苦ふく害あ
るもの源くとこゝ表面互市交易の事
ろくく〳〵たゞ信を色〳〵あるふ好こゝもふ

素〳〵又我国乃業ふるもふなしこゝ〳〵ゆを
いくゝ色ゝ事をせしに朝廷の意ロくのこと〳〵
再び通知するを要するのみ

世説を引て下流版

先度松前へ来る中川出へ信濃国ハ雅楽
頭殿へ来る中流し彼国書と唱ふるこの帝国
の假名く似くしる書の解しかたる持京の事
を詳らし第一松前の地ハ〻〻吳国の事と定
府へ中流下くあふ彼国ハ弱〻〻敬し漂流人
をかくぬく出て来る或をやく所ひ中すなと
あらとも松前〻〻いい変しく事なせるなる
右の名あ〻〻世説ハ吳国乃
ふ部ふ地なるゆへ〻〻この議する事もある
為しく〻〻世説ハ〻〻るなれ信濃とあく〻〻
なり我るとなく〻〻国王の書と唱へ使節と称し
こ来るなるは松前へおひく〻中流し〻〻る為
へ〻〻〻〻やかく〻〻これ倭ハ域を吳ハ風な
のむとし〻〻ぬ四〻〻ハ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
此方海の事波有の名とハ〻〻ハ名とハ中流し
松中乃料とし〻〻茅茅とあふ我る上ハ我国
地ハちく〻〻鴻〻なとあ〻〻楽し〻〻ハ〻〻〻〻

ふく地方をとゝのへられたるやうに帰帆を急し

正月十六日　　遠山金四郎に

大坂近傍

去秋入津以来久しく当藩留大坂に於て種々切申
かねし事共再三厚解議有之候処漸相成申候
也及此上は右之趣意面々人に申渡候様と
之方より能く申聞て可遣

文化元甲子

去秋よりの魯西亜使節ハ尚三月六日七日九日と三日立へ
ばかり方〻献貢物ハ去りてけること世愛世〻先年北信降
蛮虜ハ漂流人ハ方〻交易ハ堅く禁ぜ国〻ハ法令ハ
ばし紀伊東都よりの教諭ハ未だ行ハるの諭ハ七月より渡
きらるハ方〻ハ綿布を把茅百張浜邨の張らるハ七月より江戸
海岸波方北部ハ江戸へ渡れと不叶交易の敷ひも叶ハ
献貢物不叶ハ故ハ西蝦夷いくつ〻ハ地方〻ハ北方物交ま切
を中れつ〻通舟をハ色〻ハ教諭ハ方〻ハ九月より交易敷有ハ

文化二乙丑

[illegible]礼を[illegible]仰ぐに感服[illegible]顔色よりうかがふ　吾国の光輝
[illegible]感涙を乃ち長崎より肥国豊後[illegible]
去年[illegible]心志を重[illegible]意不重遠失[illegible]同伴と到来して
[illegible]礼式の次第決定[illegible]七日より出船を出度[illegible]
[illegible]シロニヤ人首を傾け[illegible]成沈国
情を遠山金四郎儀[illegible]列席の祝[illegible]　[illegible]
更に[illegible]

一　前日より通知[illegible]明日出船[illegible]
[illegible]人浪[illegible]

三月六日晴天　当日裏付上下但上下着用[illegible]
[illegible]町[illegible]
[illegible]町家を[illegible]
[illegible]
[illegible]
六人[illegible]の国の[illegible]
[illegible]人二[illegible]先[illegible]次[illegible]
シヤ人[illegible]　席上[illegible]
[illegible]席を隔[illegible]

三月七日晴ゝ雷雨至[illegible]　当日長崎汁月長崎上下着用上長汁月[illegible]

以下服紗小袖上下　○拝日至近ゟ手ゟ行列出発
是日御孫達受賀せらる
二月九日雨　御茶臺以下尚日長仕上下　今日ヨロシヤ式
ゟ北山殿有ゟ御出礼ア上風須次第ア出帆の由受ア
十京望十日漂流人受取渡ア

右席図

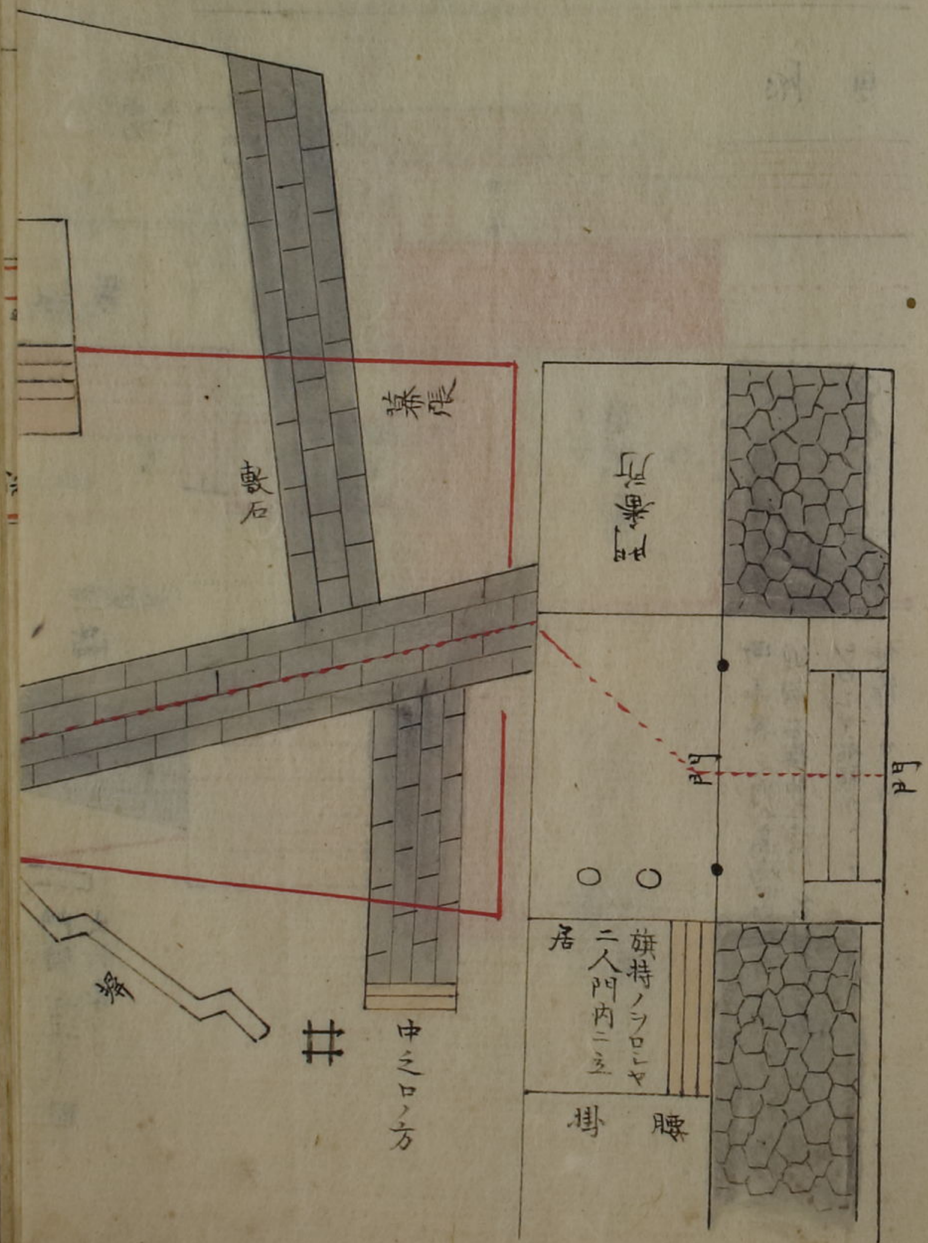

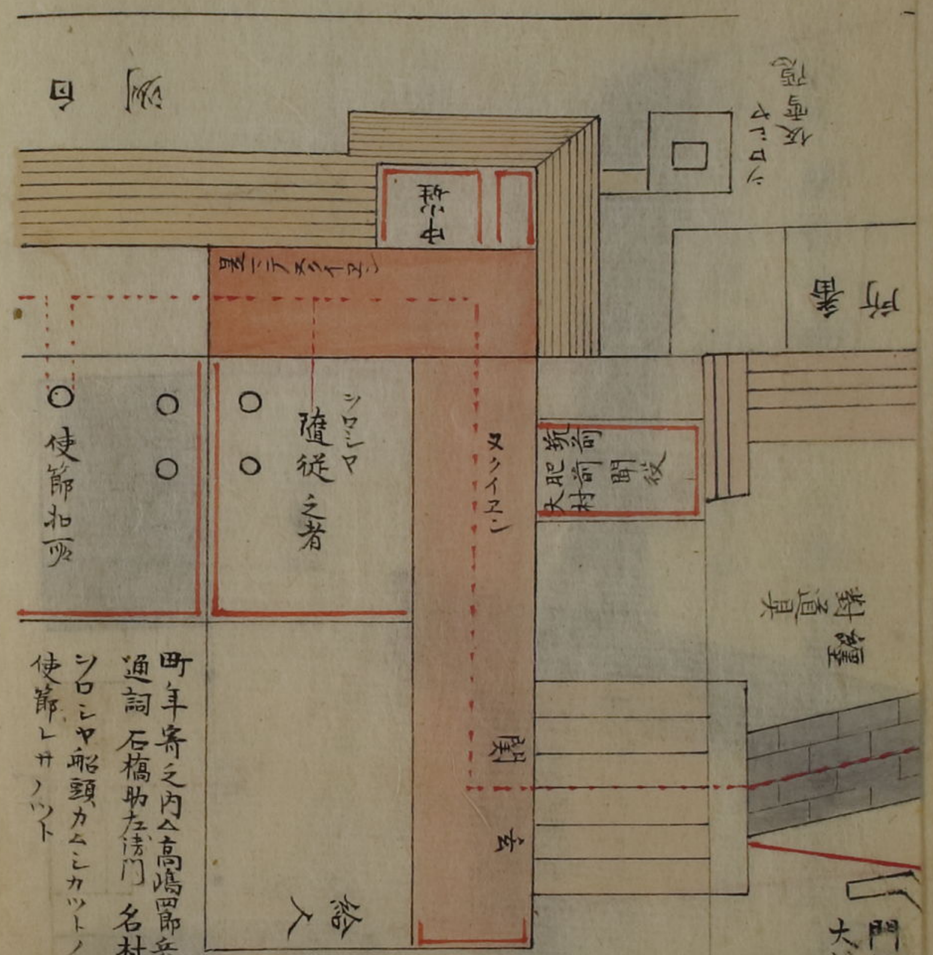

町年寄之内ハ高嶋四郎兵衛此度シロシヤノ掛り也
通詞 石橋助左衛門 名村多吉郎
シロシヤ船頭カムシカツトノ代官ノヨシ
使節レサノツト

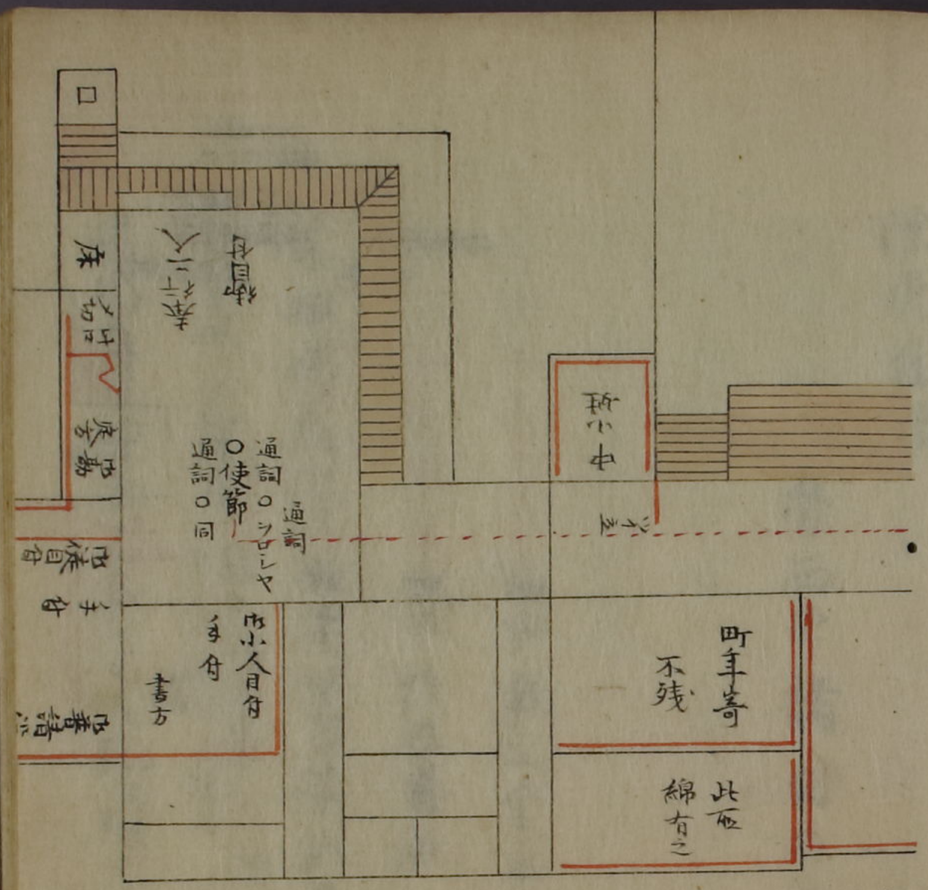

シロシヤ近習
通詞中山佐三郎

座次上ノ圖ニ引合見ルヘシ

右通詞之内 石橋助左衛門一人ニテ
通弁奉行江申上ル

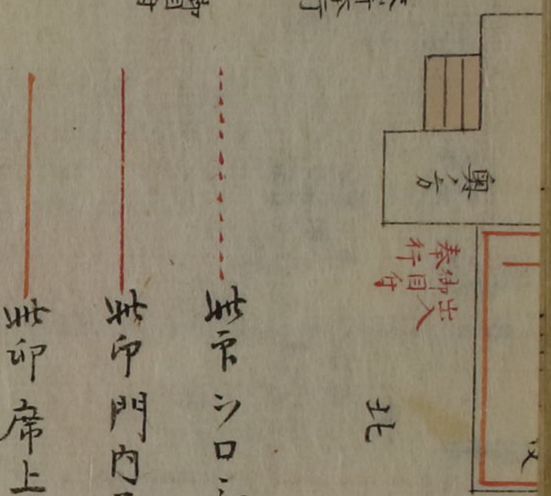

漂流物語

魯西亜諸國の招ゑ

水主　左平
津太夫
儀三郎
太十

一　寛和漂流仕候ヲンテレッケヲーストロと中浦
ゑ高　ゑ七　ゑ作の事ヲーストロと
中山也ニ成り

此節魯西亜ゑ支配致しゐ事ハ一向ゑ知

中きれいに刈り砂地にて奥地の方又高き山に白又雪
の多積りし高山あり人間は熊皮人は仕て獣の
皮或は鳥の毛の付いた皮をもまた冠りしもの
多く赤黒にて皮ばかり着用し食物は魚肉をもって
お穀のたぐひ無菜なとは有て美味なり新は奥地か
うつ多く暮らしは木をもって樹木の枝へ立いて葉中に居所は
地と堀いて日本の家屋の中より格段と大屋根をもって
皮にて塗る中に是を敷いて住居する山花
八一面の砂原なれば何もなく草はかりの迷は

ラツコ アザラシ 鰹 鮪 鯨なとも多くあるこ漁業は
を渡世に皮にて古渡りは奥新とは言へ食物
ラツコアザラシの皮とは鼻面垂人に布又は母
物の類と交易なるこ也ヲロシヤ国より出代皮
船は新造にて赤に八ヲロシヤ人三拾人斗り乗五三ヶ年
間に交代なるこの者を使役の名称は日本の
三日面右後船に乗人へ帆柱に横弘兼船を通
家あるきは八郎左衛門を海獣の皮にて作ること中れ
其中に一人家の小弘八郎左衛門とこれ皮のあまり

すて家は人の身をとまとひ身は甚へたとく波にあふへ
さりとても船の中ハ毎日人の所にも水のたまり申さず
なるに極寒ニ御座候此獣の皮ハ至て大きな鮫にて名は
セーウジトヤ申形ハ馬なとに似申し面ハ馬よりおゝし稀く
要敷ものにて角の長さ二三尺程人を乗せ申し乗り申候
様子に相見へ申候一年の家使用ハ土にて乗申候
付よく萬其上にて此分の炭のごとく漂流人とも
ハ綿入或ハ袷を着申し候事出来へ申候冬ハ雪も
おびたゝしく発なり手足も亡てしまひて邪の働き一向

相成申さず候一同又住居ハ斗継り居申候其三月頃より
なる所て雪もとけ候のちに又瑛猟に出船かかり申候此年月の頃
ハヲロシヤの年月にて二八ヶ年漂流人とも日本の年月にて満月の頃迄
月日しれ申さず船出来へ申候事申へ遣ひ申候三十日
此処に漂流の人の名をかたくアリヨートと唱申候サンハノウ
此所もヲロシヤ支配の島にてヲンテレッケ同様の風土
にて諸事不自由成同所より此島迄船路千里程有
此里数の義ハ先年は八日路程有之里の三分一位なと存申
候とおもへ候よし
此所よりヲロシヤより出役有之ヲロシヤ人四十人程も
参上候此島にハ二日程も船かかり致し居候事出へ参候

仮ち存中さもそい

一 アシセイツカ是をヨロシヤ支配の儀よりてヨンテレツケ
「サンパメウ」国名の儀ハ山より出サンパメウより西望
候者ハ村落の多ツカと中よりしく居
ムラツカ小路よりてラツコ沢山ハ有之家ヨロ
シヤ人おゝ住候しく人数ハ貴賤ハ何居候しく
先年蜜列の人幸度と中者此儀へ漂流ハ
ヨロシヤ人ハ出ハ二日ハ
繋り候しいるの人番度ハ存ハ中此儀より

ツカ 高山の海上より カムシヤツカの儀を遠ハ中ハ
此カムシヤツカを カムシカ
ツテカも唱へ

一 ヨホーツカ此儀ハ小き湊よりて大船ハ乗ハ
凡ハ百石積の船ハ乗ハ百数ハ乗ハ
有之 代官の儀ハ役所有之ヨロシヤ
人多住居ハ地ハ建ハ
ひき蔵板ハ
板ハ
郡ハ

カムシヤツカの人と入交りて老たるカムシヤダと唱へ
けカムシヤダとやハカムシヤツカの
人とやること成ル
けゐの人ハ麻の皮の黒色と成ル事かなり居中ハ又食物
ハ小麦の粉にて梅へかけハパンとやなるものを拵て和牛
馬ともに多く養ひ家ハ木をかけ組合て
よせ右の数と見やハ拵ルもの数ハ二百ヒ
やきもの

一ヤコーツカ世帯ハ家数弐百軒ヨロシヤの代官
ゟ使者ゟ畑地ゟ多く有る麦を作り牛馬家
此年俄ゟ疫病無中ハ此辺ゟハ虎ゟ多ハ
ゟ絶ハ多く有り歌ゟ同様ゟ国元年ゟ世嘉
ゟ二ハ歌ゟ一ゟ二迄ゟ多く絶ゟ彼ゟ書中ハ此所の人を
ヤカーダと唱中ハヤカーツカの人とや
事ゟ成ル
ヲホウツカゟ世帯ゟ行程凡五里ゟ有
ゟ人家ハ一向ゟ無ハ和歩行ゟて往来ゟ
ハ者ゟ無ゟ馬ゟ家ゟ無ゟ
ハ右ヲホウツカゟヤカーツカまゟ五里ゟ及ハ
ゟ世帯ゟ人家ゟ無ゟ

車屋弐人まへ人足馬二疋こしのあてよ用意致
日ケれいへハ神宮ゟ[illegible]パンと給ぬとのこゝゝと
風ゝ強きゆゑ[illegible]ゟ西の茶屋くゝ迄中ハヨリ
ウツカと八月中旬ゟ初ゟ[illegible]ウツカ[illegible]十月ナニヶヤフウ
ツカへ差しこしいれ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]西の
桜ゟ岩屋ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
きゆゑ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
別のゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

こゝ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
川[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ハ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
十里ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

第七ニ駕籠ヲ舁ク人ハ二人宿ヲ立テ道ヘ出ル二丈三丈
又ハ後ニ成テ出ル丈ハ其ノ所ニ居ル云
是ハ右ノ通リ風俗ト雖ト此場ヘ来ル人ハ皆
此駕籠ヲ舁ク者ハ此場中ハ元来ト云ヒ此ノ人ハ
ヒ舁ク者ハ深川ヘ出ル者ハ此駕籠ヲ舁ク
他所ハ代金ヲ請ケ大阪ノ者ハ名ヲハ矢倉筋
多クハ此月ノ場ト他ノ所ハ遊廓ヨリ流地ヨリ此ノ義ハ遊
所ヘ出テ他ノ遊廓ヨリ物ハ一面ヨリ出ル
ヲ云ヒ車ヲ引テ引ハ世川ヨリ力ウツカヲ中ノ
ヒ元ヨリ百里ヲ引テ川幅ヲ渡ル所ヲ日本里数
三里程ヲ渡ル又廣キ所ハ六里ハカリ有ル此ノ義
ノ所ハ悪ク人ノ所ハ人ノ所ヨリ出ル
ヨリヨシ久ヒ中ノ所ヲ出ル所ノ人ヲブラツケ
ヒ唱ヘ中ハ此辺ヲ人ノ為ヲツケヒ中ハ
一ヨリカウツカ世界ハ川幅ヲ日本ノ広ク
幅ヲ三百名
幅ヲ渡ル者ハ此数ノ為ヲ
ウツカ道ヘ出ル者ハ三百数ヨロシ
中ノ代金ハ何程ヲ是ヲ渡ル中ノ

極楽寺の地にて高岳の麓にて大てみあり
立流に人家いと多し但し俗伝にヤカーツカ迄と同様
中間にて上野に至る古地も多く畑地なども
沢山に有り布数も多く繁山中家屋ヤカー
ツカ迄八おしあてうの迄黄赤と生豆宜しく
人家ヨロシヤより右張居代変代迄の海岸
此方のしやれ世代変代ハ俗称して重役の家と人家
重方へ出る時ハ俗の者十人中五年者ハ六七人
も居りて歩行なし所の村役人をハゴロジ

二ジと唱へり・ゴロジとハ村の事二ジとハ役人と申事の由
先より国板まてハ七五里程あるこれ以来長今までの
中とハ大きな違ひ高低なく平地にて有り様人
馬共車にて往来なし
乗車とハ言ふて豆車とも
シルヒ川渡しあるこれ以来ハ車にて渡
申候

一ガサニ世代を上りカーツカ迄ハ五里程有り
シヘリインの内にて重一の坂合なるよし 俗号鞭而嶺
いまゝヨロシヤより高さ三丁程ハ長く有

此地へ住居致し候処後程なくヲロシヤより攻来りて
韃靼の内へ入候よし 此地より代官住居いたしヲロシヤ
人ダッタリヤ人弐人入交りて住居致し候此所より
割しまは康熈年中の華数ハ至て上京まて有しヲホー
ツカ迄より此所まてをシヘリイシと唱申候

一 モスコウ此地ハ殊外ヲロシヤ本国の内にてカサニ
より千二三百里餘も有し エリカしツカより是迄
の間所々ハ小村ハ有之候へとも二十日余里程ありきる
所ハ無之此所ニヲロシヤの旧都にて王の御殿

住居いたし是まで之有き 歴代断絶いたして此所より王都
ヒゼリボルカまでの道筋七百里有し 其有名所ハ
石...変候由...ハ甚く寒く候の甚寒さ極
寒中は 此様花ハ咲不申候
往来の車至て多く候 其所より...
舟...致し居申候...此所より
里...
をおし 漂流人とも此所ヘ一日逗留致し
候処ヘ...しき事ハ存し不申候 ヲロシヤ本国の内ハ

シヘリイン迄より之古地を直しく有之候中に

一 ビゼリホルカ 世所ハ南向しゐ坊まて主の居所より

御部屋の横へハ高しく廻廊ありさ石まて高さ七尺

位之奇麗よて之を飾り天井も表向の八口ハ高サ

を飾り天井も表向の八口ハ高サ

を以横幅弐間程有しく古石まて作りあり扉ハ

赤まて漆のかゝる四方を彫り之を金物にて

飾人口之高さ五尺五寸より奥の方へ入り和ハ凡ハ五尺

四方又八九尺程之高さ有之奥の方に

明り取ハ横ハ陳ハ仕切ハ高さ八九尺より高

なりの横ハの大陳を立直を縁ハ金張ゐをちりばめ

横ハ一面くハ書人二三人又ハ四人位宜敷

と見しさ所ハ二間又ハ四間位之居或ハ仏壇

いとを数多く御座候又金張ゐを沢山ハ使ひ

之又ハ黒石柱を沢山ハ使ひ

十又六人程之御居ハ

又より奥の方へ入り

又文中ハ左右の相違ともありして其他ニ等しき
いろは形く其後の上下ニ至るまて右からの横に之
頭に至りて国王并都中ハ帽子ハ王冠にして簡紗の
若きを着し黒き服ハ紫の裳の中ニつけ衣を
うけ衣服ニ至るも金銀を以てかざり立老母の手を
とり其外ハ貴なる王の婦人も其外ハ老母并ニ婦人
の装束ハ是又帽子ハ冠にして簡紗の若きを着し緋の広
くりハ袴を三尺斗も川中ハ是も又金銀玉を多くかざ
り是ニて其の外律流ニて光りかゞやき申候

其頃より渤海の女ともいへ人足共も其兵の装束ニて
立並申ハ立附ニ光〇李夏と向紅ニ漂流人ニして山保留
ある白子の者又新蔵と申ハ若き商附ハ彼国の者ニ役所
二コライパイトルイチと申年ハ四十六七歳ニて重綱
役所勤いたし此者其節も若者々にいたし重要役
漂流人ともさすく平伏致し応ハ是ニ此者ニて八尾居ハ
礼ハ是しかるもの名と存し大新蔵申候ハ村立上り
かねて附目録へ御ら及ぼすの存し外ニ太子ら進ん
肩時候を申合候ハ人ハ御出仕度着申上候

の者ども八面ゟ長中家敷五拾軒ゟ家敷ゟ上ハ毎
ゟ婦人ゟ日毎ニ四家ゟ出ル中き色酒流人ゟ
肩を拾ゟ長れい吏ゟ匠ハ殺し中ハ右之長の廣さ
ゟ凡四町ニ成て有し故ニ中ハ人ゟ中ハ
一ゟ新町通ゟ成る橋ハ五ヶ所ゟ有て町毎ニ一軒ゟ
寺院有ゟ寺の名ハ所の名ゟ付ル事ゟ
町中ハ大ゟ中ハ小ゟ新ゟ家ゟ建ル事ゟ
ゟ数軒合百軒ニ成ル事ゟ有ゟ所ゟ多ハ黒き
瓦ゟ有ゟ家ゟ新屋の義ハ高ク建ル事ゟ

ゟ人並ゟ長屋ゟ所ゟ多ゟ中ゟ長屋ゟの四方
ゟ羅紗ゟ高ク成ル所又ハ布屋ゟ又ハ木綿屋ゟ
軒ゟ多ク成ル義ゟ有ル荒地ゟ七分ゟ通ル金ゟ
長下ゟ所ゟ多ク職人ゟ所ゟ多ク成ル
同ゟ多ク成ル故ゟ有ル所ゟ多ク細高細織の
ゟ家ゟ有ル故ゟ成ル所ゟ多ク成ル
法役人ハ右所ゟ入交ゟ住居ゟ成ル唯一
屋敷ゟ多ク成ル所ゟ多ク有ル
い敷地ゟ大敷地ゟ家ゟ毎ニ家ゟ長極町ゟ

別又有しかり是ハ皮革の八角にして長さ五寸
とゝくつゝと仕切りて大樽位なるもの多人数有し
かり一ヶ所毎ハ一時場所廣くして年日法規の樂古
いとしき其大の卵の文書武藝の稽古所又ハ塩
所おもゝ法ゆゑ取ひとゝ是ハ四人五人の四組の
間数為時ハ二重ニ寄ると人清中に
ゝ後ハ家樂と為り海原に後ハ人の宅へと
五家ゆきいろ為ハ組是又ハ五人の大家にて酒ゝ五
流ゝ為命ハ出ゝ五番後ハ者新稽宅へも来組

凡三日間ニ為後の後居ハ彼の女と書又後ハ
三人ハ書有しに右仕ハ者ハ名の外又不申ハ右新稽
ニ国ハ又源流後ハ日本人の外ハ人数ハ
ゆゑ無ゆゑ

一国ハ二十八里後陽りハ地名ハ矢倉後ハ五の
別業有し是ハ拾貴の場にて藤山泉水ハの所矣に
矣藤ゆゑ稽古場ハ者の一年者ハ有しに代数ハ
ゝ源流人ハ時ハ出して為ハ王年者毎婦人ゝ多
ゆゑ新しく為ハ地名有ハ

一 [illegible]年より役人より対馬守にて市ゝ人相改しに去ゝ[illegible]を
方へハもし市の[illegible]長崎人物、[illegible]
[illegible]大なる国のと[illegible]役人[illegible]
一ゝに入れ[illegible]者[illegible]の窓のゝ[illegible]建[illegible]
[illegible]婦[illegible]
[illegible]輝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]役人[illegible]

[illegible]ハ遠の男役ハ男にて女[illegible]
[illegible]役ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 又クスカモリ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なのさへいは山奥と云二ツ有しに山奥有し是又正敬と申きこ
ゆしかさり之乃在中に世奥中と有と云ふ世奥中に
はこゝにはなき筋と見申し

一又大ツり袋と云わさき紙と云こゝらへ袋と紙と細きこと
さ合を袋と紙とおくまて大の紙へ男女共人寄りて之へ
中に上り時と謂て中に入の海に紙に見申くなりて帰
元おとしこゝに静に上り中に乗ちう時に袋に
乃へ乗人に一白乃へ市に入中に渡に
時に入るものなこと中に行乃へ海に出と見

渡の中の船と仕様に中に前に船遠に付て後に
て時に入を立ち乃へ白へ立き事に入信中さに宜ち
に入に風の大小より渡り難く渡
さに中に風の強さとなく乃定めに上りに
一又上りカウカに乗上に間煙業の拍子と乃西さしに仕
形に入ものき渡に入渡と書に乃西さしに仕
さへに立ち立に上り出とさきけに出を急に形に
に乗と上り小き船に人と二三人或に四人に乗右渡に
り寄中に入に乗に入に乗に平地と二三千

もりやに到ハ又こるく枝木をとりて上を上へ車を仕掛ル
車箱をとりて外箱の内へ人を二人宛やりて車を廻しいと
人間をこしらへ

一ヒセリオルカより或指置ヲ清り力ナシタ事ヲ申ハ
みなとなく此ハ船維巴列の内のもくハ中よりの次亜墨利
列を和蘭の船ともに船しくハ迎ヲ交易をなすこと
清朝ハ西洋

一人間ハ御ハ有しやを国の人間ハ文白く髪の毛赤く丈高
衣服ハ友人を外出をしもの玉ハ羅紗の新と編仕の新

仕立簡純ハ後ハ脇川英華の当とをきて仕立人のハ後の
形と異国をし事と嘆ハ仕立友人ハ外ハ後ハ迎ハ
ハ多く迎ハ有ハ迎ハ多ハ
やをして外ハ衣服ハ簡純をして簡りよと細く仕立
ハしりやとハ廣りハ袴をとき袖をもく引事を宜し
さ方ハ髪の毛ハ白き粉をもりかけて後ハ中ハ長
を帽子ハかりやをす平生ハ赤き帽子をかりを常ハ
髭而親人ハ文ハ髪ハ剃りてき髭ハ生ハ情
をかりを異国ハ有りやを人間ハ御ハ友人中人より上

の者を殺数と共に焼き捨ハ華の為にと云ふこと

勝川英華の説をとるきゃれ

一 シベリイン 国の人ハ顔色黒くして一向たくましく色

白く形もみくしやかにして衣服ハ華英麻と共に冬ハ帽

子とかぶり髪ハ多く布に勝川英説をとるきゃれ女ハ長髪

とかぶりかぶりて共に服装ハ勝川英説をとるきゃ

ハシベリインの国そもフラッケヤカーデ三ヤ有ハ漁

婦くあるやそれ故ハヤカーデの形ハ

年の如くなれ

一 食物の俗と雖ども中世英シベリイン辺とよりて遠りか

パンと定食とす牛羊牛乳類魚類ハ海辺よりこ

路中に建業の類ハおく大こんかぶらの類ハ

ハ有くの味ハ甘くして山中よりこの甘味

ホハ沢山ありて味噌醤油とハ一向なし酒のみ

ハ清酒を麦にて造り酒ハ多し麻の実と共に酒沢

山ありこれ特食なり カムシヤッカ国ハ海辺

にて史より始めこの辺りハ魚肉のみ活きれ

東俗と義なりやこの国ハ大家のくらハ石をもつて造り

あけ屋根ハ板と変わらぬ様の造りにて
屋敷よりしたしい又小家ハ板屋根ハ板にて葺
きたるものハうくつ屋根と葺ふきかえ
一四方ハ長くシベリインの辺も大よ准しい板にて小家
のことにハ家内ハ家内ハ家内ハ家内ハ
中ほどハ板くるしく木葉とかけ
よ位なるしい
一金張の俵金張ハ文くらいなるもの
まだ俵中ハ張俵ハ十文ほの文年文百文

まて用ひ有し湖張の方文印文ハ文拾文と日文後ハ
いまかいこハ有ハ遠ハ
一仕置ハ成死刑ハ人ハ文と成ハ人墨の者ハ敵の国で
敵と成敗と三度ハ人墨後ハ敵ハ拾ハ科の
次ハ人ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ者ハ
脇中の後中ハ墨ハ墨ハ墨ハ墨ハ
刑ハ有しハ墨ハ
一古地の者ハ古地の所多く他地の所多く国ハ一向で
畑ハ多くハ麦小麦麻ハ麦小麦麻ハ麦小麦

作り中は

一 黄赤く色付て赤よハ黄赤の松葉く樹の木樹のごとくなるしこ

花ハ咲中さきて之和難其ものなしいはく悪く実常山行ハ

一白黄なるく黄紅色赤く有しかも樹別に黄黄ハ八月ケ

月は移り花のさかい黄赤ハ白く樹さらにかるこの時

樹よりるし大家に例よ黄色ひそうしく紅色なるれ

一 山川の美景別のこと山ハ出しまつハ中東陽みて美

川は場所の廣さよりくべいてハ小きこ面みり落

一 禽獣の儀牛馬犬牛猪羊鹿の羊分と多く鶏豚鴨の類

虎と豹たまさうよハ人ハ少し落とハ人ケ年屠

ものとハ豹の内なり岳中は

家猫の猫ハ弱く家ハ猫く家ハ日毛ハ白く

猫ハ日言はなり月の白ハ黒ふて万もなく和ケ中は

ものハ白毛みしかく数しよりもく有し夏の中雷ハ多く

多く日本なりハけのもの猫よ美人中は雷多く降り

中は冬は雪の積り中は冬は解りの中は冬は解りの中は冬は解

初三月ケよりおして解かり中はシベリインの迫ハ別

して雪無けの雪も二月ケ位まて雪積り中は

一 産業の義ハ都而やかはす方ハ耕作山猟漁業ハ魚漁ニて
この外縫等を多く調度ニて其業ニ成ス女ハ太織等の毛
をたてにして糸又ハ羅紗の類を織或ハ麻の糸を取織ル
織中にハ文字なりにて美しの華を製し中にハ蚕を飼ふ
其糸縫物を作り候事なとハ不足て不残ハ（続物縫物之類ハ皆他国より）
（御手りに而無用之ことしかせ）
且山猟等之儀等ハ鉄炮を相用候へ共ミベリインの図
まては其ほかくと相用ひ候ものを取く首しは鉄牛
ブエリホノアジガリツケと申所の人の名をハトンコウ

一 又右へ出て異国支者に而経歴右の郷ニ居申
ましき所のよしに承り申候
一 祝儀の事日なる十二月中比と正月と定め毎月朔日より
八日めくと候ひ日ときハめ老若男女とも其中の業をと
やすみ遊服を差替て相ひ歩行るまり常之くし申候
且年越し常之ハ会建候しの誕生日とも此日とを年
へつし定め申候
神仏儀神と申ハ天主と及ひ常ニ寺院ハ数々を有し
其寺ハ結構の者なる者之人の形のこし像ものをかき

有之ハ其ほうを不申候ハ仕合ひて信心
いたしハ養ひ申候者と養ハ樹ハ生き枝と接ハ死者と
仰付候ハ孫ハ祖父ハ養子と有之候ハ何ハ親族のもの子孝ハ
きゆてもく相ゆるしハ等と信心と養ハ此ハ家を養
よりいたしハ為神武別と八日本国信心ハ結構成ハ石塔
ハ大分中面石と申ハ無之候様之ハ他国の
ものと八を養地へハ養子ハ他国者ハ養
養親養子の仕方ハ為聞ハ其ハ養子ハ他
ものを外ものを者ハ養子

時々衣服ハ申ハ他国の種類のものと濃養ハ
さまとも他国ハ死者ハ養子ハ旅又濃厚ハ同石部氏事
病死者ハ濃厚ハ家ハ新ハ養ハ
一病人ハ薬ハ

一病人ハ薬ハ有之ハ薬剤のハ又ハ他国の者ハ
人ハ薬ハ人重病者ハ夕刻ハ悪く成ハ
病者ハ医師ハ外科藤治ハ中一ハ水薬
一味薬ハ用ハ中遠ハ
一非人ハ食師者ハ多ハ

魯西亜より帰国の節海路の事

一ヨロシヤより日本へ海路の航を開き カナシタと申湊か
去る癸亥年六月中旬ゟ日本航海一国の方と
志し乗り出し初て七月初の比コーヘイガハニと申所へ着
船致し此所ゟ人馬にて カナシタより八里程
奥りの湊へ人馬にて八日程の道りを経
此所ゟ廿七八日滞船致し月日八番へ申候間申出候

中間の方と志し乗り出し候ゟ アンゲリヤの国へ地続ハ
矣へ致し湊へ日数廿日程にて着船致候ゟ七月初
船より上陸致し居候ゟ コーヘイガハニ
ペイガハニより宜しき所にて人間ハ多く人物ハ良く
此所出船致し月日ハ番へ未申の方と志し乗り
出帆致し二ヶ月餘の日数を経て カナアリヤ湊と申所へ
着船致し此所にて ハ水と致入れ候ゟ 印国へ
出帆致し三日の滞船にて月日ハ番へ申出船致の方へ
一ヶ月乗り出し候ゟ アメリカ列へ渡り洋中

よハ機船多く有しかの地にて中国の船路とハ大ひに
て所の言葉とも違りかの地よりハ三ヶ月まにて通ひ
くアメリカ別の国にて此の名を呼へ亦ヒカテル
ナと申港へ入船しかの港は所まて多くの洋中にて難所
あひかの橋と成りて作りまてしかの地
帰国せんハ酉戌の間の国にてポルトカルこと申国を支配い
さーポルトカルの人も入交り居住の人数ハ多く
にて男女平生深のよう者大きの中にものとまとの女ハ
第四の貴人の妻妾と称し家屋ハ西洋風にて建き所

よりて十月頃にて差出船をへうきに乗り漕流へ出
ハ行く水とあひ出てたつのきれは過ぎて六日と小の方よ
月信中の世界より一ヶ月船に帰国して去る三月初旬の間
西と申船来申の方と考しかたりかたりて洋中
に出る船にて行き西と西と申方又ハ南と
して乗りかの家に月ケ一ルゲーサと申港へ着船
船中にて四日にて八日目にて上の方に結びて平穏にして
差出人数ハ二人の外異形にて丈の高さ七尺ばかりよ
一男ハ西洋より船頭入業船にて地名さうのの

檳異祥ともいふ此国の女ハ趣ル所ゟ入墨いたし草の葉
なとを仕ひ其外ハ裸ニて穴をほり住居
此国ハ住居いたし候而此国の人皆ハ生る人の肉を
食ひ候よし薬用ニても死人の肉をハ喰候而ハ大寺ニ
き候ニて髑髏なとを持而我の首ハ人ノ海をハ来リ候ヘハ
何ニても取り入られ候由住家をいたし其外男女とも大
勢連而来ル処ニ人をあやしむ人とも八一向ニ能候を
殺し其首をはつし取り家中に飾りて居ル
此処ニて船を渡入中ニて見てハ其船ハ方辞舟ヘ鉄砲

其外の武器なと用ひいたし候而其鉄砲ハとらへ取りハ此女の
者なとハ居表よりも海中ニ入リ居りて常ニハ鉄砲ニ而撃
撃ニ取リ申候ハ是ニて舟ヲハ追ひ鉄砲をもて打ける
おとし其船ハ二百石とも積船ニ而あやしき船ハ仕ハ二百の国ハ一
国又ハ何ん何をいたし申候中ニ而板ニて是又船より漂流人ともハ方
角をも知らぬ一人の方へ何方をもさして乞り候ハ是へ参り候月
其面の衣ハ其ハサンペーツテと申候ヘハ其船ハいたし候ハ
爰の人物ハ面に文をまとて日本人よりも甚だしく大かたハ
ことまくる裸ニて男ハ厚き紙の中ニ取りものを檳異祥

み残し置女ハ太紙の中へ包みて腰巻にぬいつけし此書付は
殊にも有し此度にて諸事を残し一所に仕形にて済し候に
まつ合点いたし此家を持くまで能々心を尽し取計ひ
と承り候へ一同おどろき驚角の致し方を仕形いたし候
偏に諸国ハ残さず七分通船をかくりいたし居候へハ船
とて本中にて候て船にいたし夫より方角ハ其中にも
此度七月初の比蝦夷の属国カムシヤツカへ着致
し此所にて日数三十日程滞留いたし居候中或時の
此度其此所にて出申候や船へハ乗組候者共八月下旬頃に

出帆いたし本の方又ハ未の方を志し走り当月廿八日頃
此ヲ見え候へ琉球国の沖にてよし難風に出逢候て波船へ
打込候へ船とも破損の所々取まはし候ても諸々の事とて漸く
渡国九月六日右石沖へ着船仕候
一 ヲロシヤ国出帆より右石まての里数ハ凡中々にて此よりハ不残
右之通中立候所異国滞留中ニは様々にて此所へハ出し申事
此度諸事異変候ハ其方共事に此度漂流人へ申つけ候上

廿
月

一紙屋紙　一件
一流年紀聞　二冊
一五畳石門敷書板　一枚

左

一 靜齋隨筆 五
一 聽聞雜話 三
一 雜記 六
一 神祖御遺状
一 御遺訓
一 御上洛紀
一 太平集
一 御取箇帳
一 仕官格義辨
一 絵島紀明一件
一 流年紀聞
一 五畿内国郡数書帳

一 御役料畿内国郡
一 芳洲紀事
一 村隠
一 尾州家御三家記
一 享保紀外御借記
一 計府餘考
一 新朝裁許律
一 正保御元服記
一 柳営管絃記
一 南向茶話
一 紀州騒動風聞抄
一 浜海異聞
一 四郡長崎奉行書一件

一 朝鮮振武実録記
一 火浣布説
一 蜀山狂夫集
一 赤穂分限高名帳
一 妙々奇談
一 寛永小説
一 文化御轉任記
一 浜世異聞
一 永長物語
一 御仕置十撰記
一 柳営秘説
一 享保録
一 萬治以来記
一 諸国川々国絵図作法

四